

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴い省令において定める内容（案）について  
(改正労働基準法第41条の2に規定する高度プロフェッショナル制度に関するもの)

## 【面接指導に関する事項】

## 【条文&lt;労働安全衛生法&gt;】

(面接指導等)

第66条の8の4 事業者は、労働基準法第41条の2第1項の規定により労働する労働者であつて、その健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。）が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 (略)

## 【条文&lt;労働基準法&gt;】

(労働時間等に関する規定の適用除外)

第41条の2 (各号列記以外の部分 略)

一・二 (略)

三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(この項の委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間(第五号口及びニ並びに第六号において「健康管理時間」という。)を把握する措置(厚生労働省令で定める方法に限る。)を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

四～十 (略)

2～5 (略)

## 【平成27年2月13日労働政策審議会建議4(3)】

## &lt;面接指導の強化&gt;

- 具体的には、労働安全衛生法に上記の趣旨を規定した上で、労働安全衛生規則において、健康管理時間について、1週間当たり40時間を超えた場合のその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者について、一律に面接指導の対象とする旨を規定することが適当である。
- また、本制度の適用労働者に対し、面接指導の結果を踏まえた健康を保持するために必要な事後措置の実施を法律上義務づけることや、上記の時間が1月当たり100時間以下の労働者であっても、その申出があれば面接指導を実施するよう努めなければならないものとすることが適当である。

➢労働安全衛生法（以下「法」という。）第66条の8の4第1項の厚生労働省令で定める時間は、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1か月当たり100時間とする。

**【建議に対応】**

## 【面接指導に関する事項】

## 【条文＜労働安全衛生法＞】

(面接指導等)

第66条の8の4 事業者は、労働基準法第41条の2第1項の規定により労働する労働者であつて、その健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。）が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 (略)

## 【条文＜労働安全衛生規則(読替後の法第66条の8の2第1項の厚生労働省令で定める面接指導の実施方法等に係るもの)＞】

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第52条の2

2 第52条の7の2第1項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。  
(面接指導の実施方法等)

第52条の3 面接指導は、前条第2項の期日後、遅滞なく行うものとする。

(面接指導における確認事項)

第52条の4 医師は、面接指導を行うに当たつては、労働者に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の疲労の蓄積の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況  
(労働者の希望する医師による面接指導の証明)
- 四 当該労働者の疲労の蓄積の状況
- 五 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況  
(面接指導結果の記録の作成)

第52条の6 事業者は、面接指導(法第66条の8第2項ただし書の書面は、当該労働者の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。  
2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項及び法第66条の8第4項の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第52条の7 面接指導の結果に基づく法第66条の8第4項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後(法第66条の8第2項ただし書の場合にあつては、当該労働者が面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後)、遅滞なく行わなければならない。

➢法第66条の8の4  
第1項の厚生労働省令で定める面接指導の実施方法等については、法第66条の8の2第1項の厚生労働省令で定める面接指導の実施方法等に準じて定める。

## 【面接指導に関する事項】

第66条の9 事業者は、第66条の8第1項、第66条の8の2第1項又は前条第1項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 面接指導の実施方法等

【平成27年2月13日労働政策審議会建議4(3)】

＜面接指導の強化＞

- 具体的には、労働安全衛生法に上記の趣旨を規定した上で、労働安全衛生規則において、健康管理時間について、1週間当たり40時間を超えた場合のその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者について、一律に面接指導の対象とする旨を規定することが適当である。
- また、本制度の適用労働者に対し、面接指導の結果を踏まえた健康を保持するために必要な事後措置の実施を法律上義務づけることや、上記の時間が1月当たり100時間以下の労働者であつても、その申出があれば面接指導を実施するよう努めなければならないものとすることが適当である。

▶法第66条の9の厚生労働省令で定める必要な措置は、法第66条の8の4第1項に規定する面接指導の対象となる労働者以外の労働者から申出があった場合には、面接指導を行うよう努めなければならないこととする。

【建議に対応】

## 【面接指導に関する事項】

## 【条文＜労働安全衛生法＞】

(産業医等)

第13条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

2~6 (略)

## 【条文＜労働安全衛生規則＞】

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第14条 法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

一 (略)

二 法第66条の8第1項及び法第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三~九 (略)

2~7 (略)

➢労働安全衛生規則(以下「則」という。)第14条第1項第2号に、法第66条の8の4第1項に規定する面接指導を産業医の職務として追加する。

## 【面接指導に関する事項】

## 【条文&lt;労働安全衛生法&gt;】

(産業医等)

## 第13条 (略)

## 2・3 (略)

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

## 5・6 (略)

## 【条文&lt;労働安全衛生規則&gt;】

(産業医に対する情報の提供)

第14条の2 法第13条第4項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法第66条の5第1項、第66条の8第5項（法第66条の8の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第66条の10第6項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）
  - 二 第52条の2第1項又は第52条の7の2第1項の超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
  - 三 (略)
- 2 法第13条第4項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 前項第一号に掲げる情報 法第66条の4、第66条の8第4項（法第66条の8の2第2項において準用する場合を含む。）又は第66条の10第5項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。
  - 二 前項第二号に掲げる情報 第52条の2第2項（第52条の7の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により同号の超えた時間の算定を行つた後、速やかに提供すること。
  - 三 (略)

➢則第14条の2第1項第1号に、法第66条の8の4第2項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容を産業医に対して提供する情報として追加する。

➢則第14条の2第1項第2号に、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合のその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間を産業医に対して提供する情報として追加する。